

○総務省告示第二百四十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定を実施するため、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年八月二十七日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

【一〇六 略】

【一〇六 同上】

六の二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局及びローカル5G（設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gをいう。以下同じ。）の無線局の審査に適用する受信設備の特性

六の二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第三条第四号の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局及びローカル5G（設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gをいう。以下同じ。）の無線局の審査に適用する受信設備の特性

1 時分割複信方式を用いるものの受信設備

1 三・六GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものの受信設備

(1) 三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものの受信設備

(1) 三・六GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものの受信設備

ア 感度

ア 感度

(ア) 基地局の感度

ア 基地局の感度

(i) 空中線端子（測定に用いることができる端子をいう。以下この号において同じ。）のある受信設備

(ア) 空中線端子（測定に用いることができる端子をいう。以下この号において同じ。）のある受信設備

希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が次の表の一の欄に掲げる周波数帯域、同表の二の欄に掲げる最大送信電力及び同表の三の欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の四の欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。なお、アクティブフェーズドアレイアンテナ（複数の空中線、位相器及び増幅器を用いて一又は複数の指向性を持つビームパターンを形成し制御する技術を有するアンテナをいう。以下同じ。）と組み合わせられた場合にあつては、全空中線端子における送信電力の総和を最大送信電力として、各空中線端子において次の表の値を満たすこと。

希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が次の表の一の欄に掲げる周波数帯域、同表の二の欄に掲げる最大送信電力及び同表の三の欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の四の欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。なお、アクティブフェーズドアレイアンテナ（複数の空中線、位相器及び増幅器を用いて一又は複数の指向性を持つビームパターンを形成し制御する技術を有するアンテナをいう。以下同じ。）と組み合わせられた場合にあつては、全空中線端子における送信電力の総和を最大送信電力として、各空中線端子において次の表の値を満たすこと。

一 周波数帯域 (GHz)	二 最大送信電力 (デシベル) (ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)	三 チャンネル間隔 (MHz)	四 基準感度 (デシベル)
三・四を超え四・一以下	次に掲げる式による値を超えるもの $38 + 10 \log_{10} N$ (N = 1とする。ただし、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせられた場合にあつては、Nは1つの搬送波を	一〇又は一五 二〇、三〇、四〇、五〇、六〇、七〇、八〇、九〇又は一〇〇	(一) 九七・九 (二) 九四・三

一 周波数帯域 (GHz)	二 最大送信電力 (デシベル) (ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)	三 チャンネル間隔 (MHz)	四 基準感度 (デシベル)
三・六を超え四・一以下	次に掲げる式による値を超えるもの $38 + 10 \log_{10} N$ (N = 1とする。ただし、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせられた場合にあつては、Nは1つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいずれか小さ	一〇又は一五 二〇、三〇、四〇、五〇、六〇、七〇、八〇、九〇又は一〇〇	(一) 九七・九 (二) 九四・三

構成する無線設備の数又は8のいずれか小さい値とする。以下この表において同じ。)	次に掲げる式による値	一〇又は一五	(一) 九二・九
	$24 + 10 \log_{10} N$ を超え3 $8 + 10 \log_{10} N$ 以下	二〇、三〇、四〇、 五〇、六〇、七〇、 八〇、九〇又は 一〇〇	(一) 八九・三
次に掲げる式による値 以下 $24 + 10 \log_{10} N$	次に掲げる式による値	一〇又は一五	(一) 八九・九
	$24 + 10 \log_{10} N$	二〇、三〇、四〇、 五〇、六〇、七〇、 八〇、九〇又は 一〇〇	(一) 八六・三
次に掲げる式による値 を超えるもの $38 + 10 \log_{10} N$	次に掲げる式による値	四〇、五〇、六〇	(一) 九四・一
	$24 + 10 \log_{10} N$ を超え3 $8 + 10 \log_{10} N$ 以下	四〇、五〇、六〇 八〇又は一〇〇	(一) 八九・一
次に掲げる式による値 以下 $24 + 10 \log_{10} N$	次に掲げる式による値	四〇、五〇、六〇	(一) 八六・一
	$24 + 10 \log_{10} N$	四〇、五〇、六〇 八〇又は一〇〇	(一) 八六・一

(ii)

空中線端子のない受信設備

希望波 (符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波) の受信電力が次の表の一の欄に掲げる周波数帯域、同表の二の欄に掲げる最大送信電力及び同表の三の欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の四の欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

一 周波数帯域 (GHz)	二 最大送信電力 (ワットを〇デシベルとす シベル (一ミリワットを〇デシベルとす る。以下この表において同じ。))	三 チャネル間隔 (MHz)	四 基準感度 (デシベル)
三・四を超え四・一以下	四七を超えるもの	一〇又は一五	(一) 九七・五から 空中線絶対利得を減じた値
二〇、三〇、四〇	一〇又は一五	一〇又は一五	(一) 九三・九から

(i)

空中線端子のない受信設備

希望波 (符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波) の受信電力が次の表の一の欄に掲げる周波数帯域、同表の二の欄に掲げる最大送信電力及び同表の三の欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の四の欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

四・五を超え四・九以下	次に掲げる式による値	四〇、五〇、六〇	(一) 九四・一
	$38 + 10 \log_{10} N$	四〇又は一〇〇	(一) 八九・一
次に掲げる式による値 以下 $24 + 10 \log_{10} N$	次に掲げる式による値	一〇又は一五	(一) 八九・九
	$24 + 10 \log_{10} N$	二〇、三〇、四〇、 五〇、六〇、七〇、 八〇、九〇又は一〇〇	(一) 八六・三
次に掲げる式による値 を超えるもの $38 + 10 \log_{10} N$	次に掲げる式による値	四〇、五〇、六〇	(一) 九四・一
	$24 + 10 \log_{10} N$ を超え3 $8 + 10 \log_{10} N$ 以下	四〇、五〇、六〇 八〇又は一〇〇	(一) 八九・一
次に掲げる式による値 以下 $24 + 10 \log_{10} N$	次に掲げる式による値	四〇、五〇、六〇	(一) 八六・一
	$24 + 10 \log_{10} N$	四〇、五〇、六〇 八〇又は一〇〇	(一) 八六・一

一 周波数帯域 (GHz)	二 最大送信電力 (ワットを〇デシベルとす シベル (一ミリワットを〇デシベルとす る。以下この表において同じ。))	三 チャネル間隔 (MHz)	四 基準感度 (デシベル)
三・六を超え四・一以下	四七を超えるもの	一〇又は一五	(一) 九七・五から 空中線絶対利得を減じた値
八〇、九〇又は一〇〇	一〇又は一五	二〇、三〇、四〇、 五〇、六〇、七〇、 八〇、九〇又は一〇〇	(一) 九三・九から 空中線絶対利得を減じた値

(イ) |

周波数帯域 (GHz)	チャンネル間隔 (MHz)	基準感度 (デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。))	陸上移動局の感度	希望波 (符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波) の受信電力が次の表の上欄に掲げる周波数帯域及び同表の中欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。		
			四・五を超え四・九以下	四七を超えるもの	五〇、六〇、七〇、八〇、九〇又は一〇〇	空中線絶対利得を減じた値
			三三を超え四七以下	四〇又は一〇〇	八〇又は一〇〇	(一) 九三・七から空中線絶対利得を減じた値
			三三以下	四〇、五〇、六〇、八〇又は一〇〇	四〇、五〇、六〇、八〇又は一〇〇	(一) 八八・七から空中線絶対利得を減じた値
			三三以下	四〇、五〇、六〇、八〇又は一〇〇	四〇、五〇、六〇、八〇又は一〇〇	(一) 八五・七から空中線絶対利得を減じた値
三・四を超え三・八以下	一〇、一五、二〇、三〇、四〇、五〇、六〇、七〇、八〇、九〇又は一〇〇	二〇、三〇、四〇、五〇、六〇、七〇、八〇、九〇又は一〇〇	三三以下	三三以下	一〇又は一五	(一) 八九・五から空中線絶対利得を減じた値
四〇	二〇	一五	一〇	一〇	一〇又は一五	(一) 八八・九から空中線絶対利得を減じた値
二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇又は一五	(一) 八八・九から空中線絶対利得を減じた値
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇又は一五	(一) 八八・九から空中線絶対利得を減じた値
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇又は一五	(一) 八八・九から空中線絶対利得を減じた値
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇又は一五	(一) 八八・九から空中線絶対利得を減じた値

イ

周波数帯域 (GHz)	チャンネル間隔 (MHz)	基準感度 (デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。))	陸上移動局の感度	希望波 (符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波) の受信電力が次の表の上欄に掲げる周波数帯域及び同表の中欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。		
			四・五を超え四・九以下	四七を超えるもの	五〇、六〇、七〇、八〇、九〇又は一〇〇	空中線絶対利得を減じた値
			三三を超え四七以下	四〇又は一〇〇	八〇又は一〇〇	(一) 八八・七から空中線絶対利得を減じた値
			三三以下	四〇、五〇、六〇、八〇又は一〇〇	四〇、五〇、六〇、八〇又は一〇〇	(一) 八五・七から空中線絶対利得を減じた値
			三三以下	四〇、五〇、六〇、八〇又は一〇〇	四〇、五〇、六〇、八〇又は一〇〇	(一) 八五・七から空中線絶対利得を減じた値
三・六を超え三・八以下	一〇、一五、二〇、三〇、四〇、五〇、六〇、七〇、八〇、九〇又は一〇〇	二〇、三〇、四〇、五〇、六〇、七〇、八〇、九〇又は一〇〇	三三以下	三三以下	一〇又は一五	(一) 八九・五から空中線絶対利得を減じた値
六〇	五〇	四〇	三〇	二〇	一〇又は一五	(一) 八八・九から空中線絶対利得を減じた値
五〇	四〇	三〇	二〇	一〇	一〇又は一五	(一) 八八・九から空中線絶対利得を減じた値
四〇	三〇	二〇	一〇	一〇	一〇又は一五	(一) 八八・九から空中線絶対利得を減じた値
三〇	二〇	一〇	一〇	一〇	一〇又は一五	(一) 八八・九から空中線絶対利得を減じた値
二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇又は一五	(一) 八八・九から空中線絶対利得を減じた値

三・八を超え四・一以下	一〇〇	(一) 八四・六
	九〇	(一) 八五・一
	八〇	(一) 八五・六
	六〇	(一) 八六・九
	五〇	(一) 八七・六
四・五を超え四・九以下	一〇〇	(一) 八四・六
	九〇	(一) 八四・一
	八〇	(一) 八五・一
	六〇	(一) 八六・四
	五〇	(一) 八七・一
	四〇	(一) 八八・一
	三〇	(一) 八九・二
	二〇	(一) 九二・五
	一五	(一) 九四・三
	一〇	(一) 九四・三

注 複数の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、複数の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

- (i) 同一の周波数帯域で複数の搬送波が隣接する場合
各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。
- (ii) 異なる周波数帯域で複数の搬送波が隣接しない場合
各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこと。
- (iii) (i)及び(ii)に掲げるもの以外
各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

イ プロッキング特性

- (ア) 基地局のプロッキング特性
- (イ) 空中線端子のある受信設備

(i) 基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じて、希望波より同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スルーブットがその最大値の九五%以上であること。なお、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせない場合にあつては各空中線端子における送信電力を最大送信電力とし、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み

三・八を超え四・一以下	八〇	(一) 八五・六
	九〇	(一) 八五・一
	一〇〇	(一) 八四・六
四・五を超え四・九以下	一〇〇	(一) 八四・六
	九〇	(一) 八四・一
	八〇	(一) 八五・一
	六〇	(一) 八六・四
	五〇	(一) 八七・一
	四〇	(一) 八八・一
	三〇	(一) 八九・二
	二〇	(一) 九二・五
	一五	(一) 九四・三
	一〇	(一) 九四・三

注 複数の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、複数の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

- (i) 同一の周波数帯域で複数の搬送波が隣接する場合
各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。
- (ii) 異なる周波数帯域で複数の搬送波が隣接しない場合
各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこと。
- (iii) (i)及び(ii)に掲げるもの以外
各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2) プロッキング特性

- ア 基地局のプロッキング特性
- (ア) 空中線端子のある受信設備

(i) 基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じて、希望波より同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を次により求められる値の電力で加えた場合において、スルーブットがその最大値の九五%以上であること。なお、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせない場合にあつては、全空中線端子における送信電力の総和を最大送信電力として次の表の値を満たすこと。
最大送信電力が38+10log(N)dBm (1MHz以下)または38+10log(N)dBm (1MHz以上)とし、N=1とする。ただし、マルチキャリアモードで送信する場合は、N=1とする。

合わせた場合にあつては、全空中線端子における送信電力の総和を最大送信電力として次の表の値を補たすこと。

最大送信電力が $38+10\log_{10}N$ デシベル（1ミリワットを0デシベルとし、 $N=1$ とする。ただし、アクティヴエレメントアレイアンテナと組み合わせた場合にあつては、 N は1つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいすれか小さい値とする。以下この（イ）において同じ。）を超えるものにあつては-43デシベル、最大送信電力が $24+10\log_{10}N$ デシベルを超え $38+10\log_{10}N$ デシベル以下のものにあつては-38デシベル、最大送信電力が $24+10\log_{10}N$ デシベル以下のものにあつては-35デシベル

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
10	11.5	5
15	15	5
20	17.5	5
30	45	10
40	50	10
50	55	10
60	60	10
70	65	10
80	70	10
90	75	10
100	80	10

(ii) 空中線端子のない受信設備

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、(i)の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スルーポイントがその最大値の九五%以上であること。

- (i) 陸上移動局のプロッキング特性
- 一 一の搬送波を受信する場合

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の三の欄に掲

、 N は1つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいすれか小さい値とする。以下この（ア）において同じ。）を超えるものにあつては-43デシベル、最大送信電力が $24+10\log_{10}N$ デシベルを超え $38+10\log_{10}N$ デシベル以下のものにあつては-38デシベル、最大送信電力が $24+10\log_{10}N$ デシベル以下のものにあつては-35デシベル

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
10	11.5	5
15	15	5
20	17.5	5
30	45	10
40	50	10
50	55	10
60	60	10
70	65	10
80	70	10
90	75	10
100	80	10

(イ) 空中線端子のない受信設備

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、(ア)の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スルーポイントがその最大値の九五%以上であること。

- (ア) 陸上移動局のプロッキング特性
- 一 一の搬送波を受信する場合

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の三の欄に掲げる周波数幅の変調された第一妨害波を（二）五六デシベル（1ミリワットを0デシベルとする。以下この（ア）において同じ。）の電力で加え、同表の四の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の五の欄に掲げる周波数幅の変調された第二妨害波を（二）四四デシベルの電力で加えた場合において、スルーポイントがその最大値の九五%以上であること。

ける周波数幅の変調された第一妨害波を(一)五六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。以下この(i)において同じ。)の電力で加え、同表の四の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の五の欄に掲げる周波数幅の変調された第二妨害波を(二)四四デシベルの電力で加えた場合において、各スルーブットがその最大値の九五%以上であること。

一 隔 (MHz)	二 第一妨害波の離調周波数 (MHz)	三 第一妨害波の周波数幅 (MHz)	四 第二妨害波の離調周波数 (MHz)	五 第二妨害波の周波数幅 (MHz)
一〇	二〇	一五	三〇以上	一〇
一五	三〇	一五	四五以上	一五
二〇	四〇	二〇	六〇以上	二〇
四〇	八〇	四〇	一二〇以上	四〇
五〇	一〇〇	五〇	一五〇以上	五〇
六〇	一二〇	六〇	一八〇以上	六〇
八〇	一六〇	八〇	二四〇以上	八〇
九〇	一八〇	九〇	二七〇以上	九〇
一〇〇	二〇〇	一〇〇	三〇〇以上	一〇〇

(ii) 隣接する複数の搬送波を同時に受信する場合
各搬送波における基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の三の欄に掲げる周波数幅の変調された第一妨害波を(一)五六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。以下この(ii)において同じ。)の電力で加え、同表の四の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の五の欄に掲げる周波数幅の変調された第二妨害波を(二)四四デシベルの電力で加えた場合において、各搬送波における各スルーブットがその最大値の九五%以上であること。

一 チャンネル間隔の総和 (MHz)	二 第一妨害波の離調周波数 (MHz)	三 第一妨害波の周波数幅 (MHz)	四 第二妨害波の離調周波数 (MHz)	五 第二妨害波の周波数幅 (MHz)
一〇	二〇	一五	三〇以上	一〇
一五	三〇	一五	四五以上	一五
二〇	四〇	二〇	六〇以上	二〇
四〇	八〇	四〇	一二〇以上	四〇
五〇	一〇〇	五〇	一五〇以上	五〇
六〇	一二〇	六〇	一八〇以上	六〇
八〇	一六〇	八〇	二四〇以上	八〇
九〇	一八〇	九〇	二七〇以上	九〇
一〇〇	二〇〇	一〇〇	三〇〇以上	一〇〇

一 隔 (MHz)	二 第一妨害波の離調周波数 (MHz)	三 第一妨害波の周波数幅 (MHz)	四 第二妨害波の離調周波数 (MHz)	五 第二妨害波の周波数幅 (MHz)
一〇	二〇	一五	三〇以上	一〇
一五	三〇	一五	四五以上	一五
二〇	四〇	二〇	六〇以上	二〇
四〇	八〇	四〇	一二〇以上	四〇
五〇	一〇〇	五〇	一五〇以上	五〇
六〇	一二〇	六〇	一八〇以上	六〇
八〇	一六〇	八〇	二四〇以上	八〇
九〇	一八〇	九〇	二七〇以上	九〇
一〇〇	二〇〇	一〇〇	三〇〇以上	一〇〇

(イ) 隣接する複数の搬送波を同時に受信する場合
各搬送波における基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の三の欄に掲げる周波数幅の変調された第一妨害波を(一)五六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。以下この(イ)において同じ。)の電力で加え、同表の四の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の五の欄に掲げる周波数幅の変調された第二妨害波を(二)四四デシベルの電力で加えた場合において、各搬送波における各スルーブットがその最大値の九五%以上であること。

一 チャンネル間隔の総和 (MHz)	二 第一妨害波の離調周波数 (MHz)	三 第一妨害波の周波数幅 (MHz)	四 第二妨害波の離調周波数 (MHz)	五 第二妨害波の周波数幅 (MHz)
一〇	二〇	一五	三〇以上	一〇
一五	三〇	一五	四五以上	一五
二〇	四〇	二〇	六〇以上	二〇
四〇	八〇	四〇	一二〇以上	四〇
五〇	一〇〇	五〇	一五〇以上	五〇
六〇	一二〇	六〇	一八〇以上	六〇
八〇	一六〇	八〇	二四〇以上	八〇
九〇	一八〇	九〇	二七〇以上	九〇
一〇〇	二〇〇	一〇〇	三〇〇以上	一〇〇

(ウ) 隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合
各搬送波における(ア)の表の値を満たすこと。

(3) ア 隣接チャンネル選択度
基地局の隣接チャンネル選択度

1100	400	1100	600以上	1100
------	-----	------	-------	------

(iii) 隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合

各搬送波における(i)の表の値を満たすこと。

ウ) 隣接チャネル選択度

(ア) 基地局の隣接チャネル選択度

(i) 空中線端子のある受信設備

基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スルーバンドがその最大値の九五%以上であること。なお、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせない場合にあつては各空中線端子における送信電力を最大送信電力とし、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせた場合にあつては、全空中線端子における送信電力の総和を最大送信電力として次の表の値を満たすこと。

最大送信電力が $38+10\log_{10}N$ デシベル(1ミリワットを0デシベルとし、 $N=1$ とする。ただし、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせた場合にあつては、 N は1つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいずれか小さい値とする。)を超えるものにあつては-52デシベル、最大送信電力が $24+10\log_{10}N$ デシベルを超え $38+10\log_{10}N$ デシベル以下のものにあつては-47デシベル、最大送信電力が $24+10\log_{10}N$ デシベル以下のものにあつては-44デシベル

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
10	7.5075	5
15	10.0125	5
20	11.5025	5
30	14.4725	10
40	19.4675	10
50	34.4625	10
60	39.4725	10
70	44.4675	10
80	49.4625	10
90	54.4725	10
100	59.4675	10

(ii) 空中線端子のない受信設備

基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、(i)の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じて

(ア) 空中線端子のある受信設備

基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スルーバンドがその最大値の九五%以上であること。なお、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせた場合にあつては、全空中線端子における送信電力の総和を最大送信電力として次の表の値を満たすこと。

最大送信電力が $38+10\log_{10}N$ デシベル(1ミリワットを0デシベルとし、 $N=1$ とする。ただし、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせた場合にあつては、 N は1つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいずれか小さい値とする。)を超えるものにあつては-52デシベル、最大送信電力が $24+10\log_{10}N$ デシベルを超え $38+10\log_{10}N$ デシベル以下のものにあつては-47デシベル、最大送信電力が $24+10\log_{10}N$ デシベル以下のものにあつては-44デシベル

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
10	7.5075	5
15	10.0125	5
20	11.5025	5
30	14.4725	10
40	19.4675	10
50	34.4625	10
60	39.4725	10
70	44.4675	10
80	49.4625	10
90	54.4725	10
100	59.4675	10

(イ) 空中線端子のない受信設備

基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、(ア)の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スルーバンドがその最大値の九五%以上であること。

最大送信電力が47デシベル(1ミリワットを0デシベルとする。)を超えるものにあつては-52デシベルから空中線絶対利得を減じた値、最大送信電力が33デシベルを超え47デシベル以下のものにあつては-47デシベルから空中線絶対利得を減じた値、最大送信電力が33デシベル以下のものにあつては-44デシベルから空中線絶対利得を

た同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

最大送信電力が47デシベル（1マイクロワットを0デシベルとする。）を超えるものにあつては—52デシベルから空中線総対利得を減じた値、最大送信電力が33デシベルを超え47デシベル以下のものにあつては—47デシベルから空中線総対利得を減じた値、最大送信電力が33デシベル以下のものにあつては—44デシベルから空中線総対利得を減じた値

(イ) 陸上移動局の隣接チャネル選択度

(i) 一の搬送波を受信する場合

基準感度より一四デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に同じ同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を基準感度より四五・五デシベル高い電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
一〇	一〇	一〇
一五	一五	一五
二〇	二〇	二〇
四〇	四〇	四〇
五〇	五〇	五〇
六〇	六〇	六〇
八〇	八〇	八〇
九〇	九〇	九〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇

(ii) 隣接する複数の搬送波を同時に受信する場合

各搬送波における基準感度より一四デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔の総和に同じ同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を希望波の受信電力の総和より三一・五デシベル高い電力で加えた場合において、各搬送波におけるスループットがその最大値の九五%以上であること。

チャネル間隔の総和 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
一〇	一〇	一〇
一五	一五	一五
二〇	二〇	二〇
四〇	四〇	四〇
五〇	五〇	五〇
六〇	六〇	六〇
八〇	八〇	八〇
九〇	九〇	九〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇

減じた値

イ 陸上移動局の隣接チャネル選択度

(ア) 一の搬送波を受信する場合

基準感度より一四デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に同じ同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を基準感度より四五・五デシベル高い電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
一〇	一〇	一〇
一五	一五	一五
二〇	二〇	二〇
四〇	四〇	四〇
五〇	五〇	五〇
六〇	六〇	六〇
八〇	八〇	八〇
九〇	九〇	九〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇

(イ) 隣接する複数の搬送波を同時に受信する場合

各搬送波における基準感度より一四デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔の総和に同じ同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を希望波の受信電力の総和より三一・五デシベル高い電力で加えた場合において、各搬送波におけるスループットがその最大値の九五%以上であること。

チャネル間隔の総和 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
一〇	一〇	一〇
一五	一五	一五
二〇	二〇	二〇
四〇	四〇	四〇
五〇	五〇	五〇
六〇	六〇	六〇
八〇	八〇	八〇
九〇	九〇	九〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇

(ウ) 隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合

各搬送波における(ア)の表の値を満たすこと。

一四〇	一四〇	一四〇
一五〇	一五〇	一五〇
一六〇	一六〇	一六〇
一八〇	一八〇	一八〇
二〇〇	二〇〇	二〇〇

(iii) 隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合
各搬送波における(i)の表の値を満たすこと。

エー相互変調特性

(ア) 基地局の相互変調特性

(i) 空中線端子のある受信設備

基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に同じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の四の欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。なお、アクティブフェーズドライアンテナと組み合わせない場合にあつては各空中線端子における送信電力を最大送信電力とし、アクティブフェーズドライアンテナと組み合わせた場合にあつては、Nは1つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいずれか小さい値とする。)を超えるものにあつては、-52デシベル、最大送信電力が24+10log₁₀Nデシベルを超え38+10log₁₀Nデシベル以下のものにあつては、-47デシベル、最大送信電力が24+10log₁₀Nデシベル以下のものにあつては、-44デシベルとする。ただし、アクティブフェーズドライアンテナと組み合わせた場合にあつては、Nは1つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいずれか小さい値とする。)を超えるものにあつては、-52デシベル、最大送信電力が24+10log₁₀Nデシベルを超え38+10log₁₀Nデシベル以下のものにあつては、-47デシベル、最大送信電力が24+10log₁₀Nデシベル以下のものにあつては、-44デシベルとする。ただし、アクティブフェーズドライアンテナと組み合わせた場合にあつては、Nは1つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいずれか小さい値とする。)を超えるものにあつては、-52デシベル、最大送信電力が24+10log₁₀Nデシベルを超え38+10log₁₀Nデシベル以下のものにあつては、-47デシベル、最大送信電力が24+10log₁₀Nデシベル以下のものにあつては、-44デシベルとする。ただし、アクティブフェーズドライアンテナと組み合わせた場合にあつては、Nは1つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいずれか小さい値とする。)を超えるものにあつては、-52デシベル、最大送信電力が24+10log₁₀Nデシベルを超え38+10log₁₀Nデシベル以下のものにあつては、-47デシベル、最大送信電力が24+10log₁₀Nデシベル以下のものにあつては、-44デシベルとする。

一	二	三	四
チャンネル間隔 (MHz)	変調のない妨害波の離調周波数 (MHz)	変調された妨害波の離調周波数 (MHz)	変調された妨害波の周波数幅 (MHz)
一〇	一一・四六五	一一・五	五
一五	一四・九三	二五	五
二〇	一七・三九五	二七・五	五
三〇	一一・四三	四〇	二〇
四〇	一七・四五	四五	二〇
五〇	三二・三五	五〇	二〇
六〇	三七・四九	五五	二〇
七〇	四二・四二	六〇	二〇

(4) 相互変調特性

ア 基地局の相互変調特性

(ア) 空中線端子のある受信設備

基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に同じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の四の欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。なお、アクティブフェーズドライアンテナと組み合わせない場合にあつては、各空中線端子における送信電力の総和を最大送信電力として次の表の値を満たすこと。

最大送信電力が38+10log₁₀Nデシベル(1ミリワットを0デシベルとし、N=1とする。ただし、アクティブフェーズドライアンテナと組み合わせない場合にあつては、Nは1つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいずれか小さい値とする。)を超えるものにあつては、-52デシベル、最大送信電力が24+10log₁₀Nデシベルを超え38+10log₁₀Nデシベル以下のものにあつては、-47デシベル、最大送信電力が24+10log₁₀Nデシベル以下のものにあつては、-44デシベルとする。

一	二	三	四
チャンネル間隔 (MHz)	変調のない妨害波の離調周波数 (MHz)	変調された妨害波の離調周波数 (MHz)	変調された妨害波の周波数幅 (MHz)
一〇	一一・四五	一一・五	五
一五	一四・九三	二五	五
二〇	一七・三八	二七・五	五
三〇	一一・四三	四〇	二〇
四〇	二七・四五	四五	二〇
五〇	三二・三五	五〇	二〇
六〇	三七・四九	五五	二〇
七〇	四二・四二	六〇	二〇
八〇	四七・四四	六五	二〇
九〇	五二・四三	七〇	二〇
一〇〇	五七・四五	七五	二〇

(イ) 空中線端子のない受信設備

基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、(ア)の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に同じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の四の欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、ス

八〇	四七・四四	六五	二〇
九〇	五二・四六	七〇	二〇
一〇〇	五七・四八	七五	二〇

(ii) 空中線端子のない受信設備

基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、(i)の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に應じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の四の欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

最大送信電力が47デシベル(1ミリワットを0デシベルとする。)を超えるものにあつては-52デシベルから空中線絶対利得を減じた値、最大送信電力が33デシベルを超え47デシベル以下のものにあつては-47デシベルから空中線絶対利得を減じた値、最大送信電力が33デシベル以下のものにあつては-44デシベルから空中線絶対利得を減じた値

(イ) 陸上移動局の相互変調特性

(i) 一の搬送波を受信する場合

基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に應じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の四の欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、それぞれ(一)四六デシベル(一ミリワットを0デシベルとする。)の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

一 チャンネル間隔 (MHz)	二 変調のない妨害波の離調周波数 (MHz)	三 変調された妨害波の離調周波数 (MHz)	四 変調された妨害波の周波数幅 (MHz)
一〇	二〇	四〇	一〇
一五	三〇	六〇	一五
二〇	四〇	八〇	二〇
四〇	八〇	一六〇	四〇
五〇	一〇〇	二〇〇	五〇
六〇	一二〇	二四〇	六〇
八〇	一六〇	三二〇	八〇
九〇	一八〇	三六〇	九〇
一〇〇	二〇〇	四〇〇	一〇〇

スループットがその最大値の九五%以上であること。

最大送信電力が47デシベル(1ミリワットを0デシベルとする。)を超えるものにあつては-52デシベルから空中線絶対利得を減じた値、最大送信電力が33デシベルを超え47デシベル以下のものにあつては-47デシベルから空中線絶対利得を減じた値、最大送信電力が33デシベル以下のものにあつては-44デシベルから空中線絶対利得を減じた値

イ 陸上移動局の相互変調特性

(ア) 一の搬送波を受信する場合

基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に應じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の四の欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、それぞれ(一)四六デシベル(一ミリワットを0デシベルとする。)の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

一 チャンネル間隔 (MHz)	二 変調のない妨害波の離調周波数 (MHz)	三 変調された妨害波の離調周波数 (MHz)	四 変調された妨害波の周波数幅 (MHz)
一〇	二〇	四〇	一〇
一五	三〇	六〇	一五
二〇	四〇	八〇	二〇
四〇	八〇	一六〇	四〇
五〇	一〇〇	二〇〇	五〇
六〇	一二〇	二四〇	六〇
八〇	一六〇	三二〇	八〇
九〇	一八〇	三六〇	九〇
一〇〇	二〇〇	四〇〇	一〇〇

(イ) 隣接する複数の搬送波を同時に受信する場合

各搬送波における基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔の総和に應じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の四の欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、それぞれ(一)四六デシベルの電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

一 チャンネル間隔の総和 (MHz)	二 変調のない妨害波の離調周波数 (MHz)	三 変調された妨害波の離調周波数 (MHz)	四 変調された妨害波の周波数幅 (MHz)
一〇	二〇	四〇	一〇

(ii) 隣接する複数の搬送波を同時に受信する場合

各搬送波における基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔の総和に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の四の欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、それぞれ（一）四六デシベルの電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

一	二	三	四
チャンネル間隔の総和 (MHz)	変調のない妨害波の離調周波数 (MHz)	変調された妨害波の離調周波数 (MHz)	変調された妨害波の周波数幅 (MHz)
110	220	440	110
120	240	480	120
130	260	520	130
140	280	560	140
150	300	600	150
160	320	640	160
180	360	720	180
200	400	800	200

(iii) 隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合
各搬送波における(i)の表の値を満たすこと。

(2) 二七GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用する受信設備

ア 感度

(ア) 基地局の感度

希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が基準感度（（一）八〇・六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）とする。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

(イ) 陸上移動局の感度

希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が次の表の上欄に掲げる周波数帯域及び同表の中欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

周波数帯域 (GHz)	チャンネル間隔 (MHz)	基準感度 (デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。))
二七を超え二九・五以下	五〇	(一) 八四・二

(一) 隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合
各搬送波における(ア)の表の値を満たすこと。

一	二	三	四
チャンネル間隔 (MHz)	変調のない妨害波の離調周波数 (MHz)	変調された妨害波の離調周波数 (MHz)	変調された妨害波の周波数幅 (MHz)
110	220	440	110
120	240	480	120
130	260	520	130
140	280	560	140
150	300	600	150
160	320	640	160
180	360	720	180
200	400	800	200

(ウ) 隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合
各搬送波における(ア)の表の値を満たすこと。

2 二七GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用する受信設備

(1) 感度

ア 基地局の感度

希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が基準感度（（一）八〇・六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）とする。）の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

イ 陸上移動局の感度

希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が次の表の上欄に掲げる周波数帯域及び同表の中欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

周波数帯域 (GHz)	チャンネル間隔 (MHz)	基準感度 (デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。))
二七を超え二九・五以下	五〇	(一) 八三
	100	(一) 八〇
	200	(一) 七七
	400	(一) 七四

(2) ブロッキング特性

ア 基地局のブロッキング特性

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、基準感度より三三デシベル高い電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
五〇	100	五〇

イ プロッキング特性

一〇〇	(一) 八一・二
二〇〇	(二) 七八・二
四〇〇	(三) 七五・二

(ア) 基地局のプロッキング特性

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、基準感度より三三デシベル高い電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
五〇	一〇〇	五〇
一〇〇	一二五	五〇
二〇〇	一七五	五〇
四〇〇	二七五	五〇

(イ) 陸上移動局のプロッキング特性

(i) 一の搬送波を受信する場合
 基準感度より一四デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、基準感度より三五・五デシベル高い電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
五〇	一〇〇	五〇
一〇〇	二〇〇	一〇〇
二〇〇	四〇〇	二〇〇
四〇〇	八〇〇	四〇〇

(ii) 隣接する複数の搬送波を同時に受信する場合

各搬送波における基準感度より一四デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔の総和に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、希望波の受信電力の総和より二一・五デシベル高い電力で加えた場合において、各搬送波におけるスループットがその最大値の九五%以上であること。

チャンネル間隔の総和 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
------------------	-------------	----------------

イ 陸上移動局のプロッキング特性

二〇〇	一一五	五〇
二〇〇	一七五	五〇
四〇〇	二七五	五〇

(ア) 一の搬送波を受信する場合

基準感度より一四デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、基準感度より三五・五デシベル高い電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
五〇	一〇〇	五〇
一〇〇	二〇〇	一〇〇
二〇〇	四〇〇	二〇〇
四〇〇	八〇〇	四〇〇

(イ) 隣接する複数の搬送波を同時に受信する場合

各搬送波における基準感度より一四デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔の総和に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、希望波の受信電力の総和より二一・五デシベル高い電力で加えた場合において、各搬送波におけるスループットがその最大値の九五%以上であること。

チャンネル間隔の総和 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
一〇〇	二〇〇	一〇〇
二〇〇	四〇〇	二〇〇
三〇〇	六〇〇	三〇〇
四〇〇	八〇〇	四〇〇
四五〇	九〇〇	四五〇
五〇〇	一〇〇〇	五〇〇
六〇〇	一二〇〇	六〇〇
六五〇	一三〇〇	六五〇
七〇〇	一四〇〇	七〇〇
八〇〇	一六〇〇	八〇〇

(ウ) 隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合

各搬送波における(ア)の表の値を満たすこと。

チャンネル間隔の総和 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
------------------	-------------	----------------

一〇〇	二〇〇	一〇〇
二〇〇	四〇〇	二〇〇
三〇〇	六〇〇	三〇〇
四〇〇	八〇〇	四〇〇
四五〇	九〇〇	四五〇
五〇〇	一〇〇〇	五〇〇
六〇〇	一二〇〇	六〇〇
六五〇	一三〇〇	六五〇
七〇〇	一四〇〇	七〇〇
八〇〇	一六〇〇	八〇〇

(iii) 隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合

各搬送波における(i)の表の値を満たすこと。

ウ 隣接チャンネル選択度

(ア) 基地局の隣接チャンネル選択度

基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を基準感度より二七・七デシベル高い電力で加えた場合においてスループットがその最大値の九五%以上であること。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
五〇	四九・二九	五〇
一〇〇	七四・三一	五〇
二〇〇	一二四・二九	五〇
四〇〇	二二四・三一	五〇

(イ) 陸上移動局の隣接チャンネル選択度

(i) 一の搬送波を受信する場合

基準感度より一四デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を基準感度より三五・五デシベル高い電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
五〇	五〇	五〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇
二〇〇	二〇〇	二〇〇

(3) 隣接チャンネル選択度

ア 基地局の隣接チャンネル選択度

基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を基準感度より二七・七デシベル高い電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
五〇	四九・二九	五〇
一〇〇	七四・三一	五〇
二〇〇	一二四・二九	五〇
四〇〇	二二四・三一	五〇

イ 陸上移動局の隣接チャンネル選択度

(ア) 一の搬送波を受信する場合

基準感度より一四デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を基準感度より三五・五デシベル高い電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
五〇	五〇	五〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇
二〇〇	二〇〇	二〇〇
四〇〇	四〇〇	四〇〇

(イ) 隣接する複数の搬送波を同時に受信する場合

各搬送波における基準感度より一四デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔の総和に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を希望波の受信電力の総和より二一・五デシベル高い電力で加えた場合において、各搬送波におけるスループットがその最大値の九五%以上であること。

チャンネル間隔の総和 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
一〇〇	一〇〇	一〇〇
二〇〇	二〇〇	二〇〇

四〇〇	四〇〇	四〇〇
-----	-----	-----

(ii) 隣接する複数の搬送波を同時に受信する場合

各搬送波における基準感度より一四デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔の総和に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を希望波の受信電力の総和より二一・五デシベル高い電力で加えた場合において、各搬送波におけるスループットがその最大値の九五%以上であること。

チャンネル間隔の総和 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
一〇〇	一〇〇	一〇〇
二〇〇	二〇〇	二〇〇
三〇〇	三〇〇	三〇〇
四〇〇	四〇〇	四〇〇
四五〇	四五〇	四五〇
五〇〇	五〇〇	五〇〇
六〇〇	六〇〇	六〇〇
六五〇	六五〇	六五〇
七〇〇	七〇〇	七〇〇
八〇〇	八〇〇	八〇〇

(iii) 隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合

各搬送波における(i)の表の値を満たすこと。

相互変調特性（基地局の受信設備に限る。）

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の四の欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、それぞれ基準感度より二五デシベル高い電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

一 チャンネル間隔 (MHz)	二 変調のない妨害波の離調周波数 (MHz)	三 変調された妨害波の離調周波数 (MHz)	四 変調された妨害波の周波数幅 (MHz)
五〇	三二・五	六五	五〇
一〇〇	五六・八八	九〇	五〇
二〇〇	一〇五・六四	一四〇	五〇
四〇〇	二〇六・〇二	二四五	五〇

三〇〇	三〇〇	三〇〇
-----	-----	-----

(ウ) 隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合

各搬送波における(ア)の表の値を満たすこと。

相互変調特性（基地局の受信設備に限る。）

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の四の欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、それぞれ基準感度より二五デシベル高い電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

一 チャンネル間隔 (MHz)	二 変調のない妨害波の離調周波数 (MHz)	三 変調された妨害波の離調周波数 (MHz)	四 変調された妨害波の周波数幅 (MHz)
五〇	三二・五	六五	五〇
一〇〇	五六・八八	九〇	五〇
二〇〇	一〇五・六四	一四〇	五〇
四〇〇	二〇六・〇二	二四五	五〇

2|| 周波数分割複信方式を用いるものの受信設備

(1) 感度

ア 基地局の感度

希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が次の表の表の一の欄に掲げる周波数帯域、同表の二の欄に掲げる最大送信電力及び同表の三の欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の四の欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

一 周波数帯域 (MHz)	二 最大送信電力 (ワットを〇デシベルを〇デシベルとする。以下この表において同じ。)	三 チャンネル間隔 (MHz)	四 基準感度 (デシベル)
七一八を超え七四八以下、八一五を超え八四五以下、九〇〇を超え九五以下、一、四二七・九を超え一、四六二・九以下、一、七一〇を超え一、七八五以下又は一、九二〇を超え一、九八〇以下	三八を超えるもの	五、一〇又は一五	(一) 九八・二 (二) 九四・六
二四を超え三八以下	二四以下	五、一〇又は一五	(一) 九三・二 (二) 八九・六
二四以下	二四以下	二〇	(一) 九〇・二 (二) 八六・六

イ 陸上移動局の感度

希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が次の表の上欄に掲げる周波数帯域及び同表の中欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

周波数帯域 (MHz)	チャンネル間隔 (MHz)	基準感度 (デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。))
七七三を超え八〇三以下	五	(一) 九七・八 (二) 九四・八
	一〇	(一) 九四・八 (二) 九二・八
	一五	(一) 九二・八 (二) 九〇・一
	二〇	(一) 九〇・一

八六〇を超え八七五以下	五	(二)	九六・八
八七五を超え八九〇以下	五	(二)	九七・三
九四五を超え九六〇以下	五	(二)	九八・九
	二〇	(二)	九二・〇
	一五	(二)	八六・九
	一〇	(二)	九四・一
	二〇	(二)	九二・三
	一五	(二)	八七・四
	一〇	(二)	九六・三
	一五	(二)	九三・一
	二〇	(二)	九〇・七
一、四七五・九を超え一、五一〇・九以下	五	(二)	八五・一
	二〇	(二)	九九・三
	一五	(二)	九四・三
	一〇	(二)	九六・一
一、八〇五を超え一八八〇以下	五	(二)	八九・一
	二〇	(二)	九六・三
	一五	(二)	九三・一
	一〇	(二)	九一・三
	二〇	(二)	九〇・一
二、一一〇を超え二、一七〇以下	五	(二)	九九・三
	一〇	(二)	九六・一
	一五	(二)	九四・三
	二〇	(二)	九三・一

注、複数の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、複数の搬送波を同時に受信している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

(ア) 同一の周波数帯域で複数の搬送波が隣接する場合

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(イ) 異なる周波数帯域で複数の搬送波が隣接しない場合

各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこと。

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもの以外

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(2)

ア) プロセッシング特性

基地局のプロセッシング特性

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じて、希望波より同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の下欄に掲げる

周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

各空中線端子における最大送信電力が38デシベル（1ミリワットを0デシベルとする。以下このアにおいて同じ。）を超えるものにあつては-43デシベル、最大送信電力が24デシベルを超え38デシベル以下のものにあつては-38デシベル、最大送信電力が24デシベル以下のものにあつては-35デシベル

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
五	一〇	五
一〇	一二・五	五
一五	一五	五
二〇	一七・五	五

イ 陸上移動局のプロセッシング特性

基準感度より六デシベル（チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては七デシベル、チャンネル間隔が二〇MHzのものにあつては九デシベルとする。）高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の三の欄に掲げる周波数幅の変調された第一妨害波を（一）五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下このイにおいて同じ。）の電力で加え、同表の四の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の五の欄に掲げる周波数幅の変調された第二妨害波を（二）四四デシベルの電力で加えた場合において、各スループットがその最大値の九五%以上であること。

一 チャンネル間隔 (MHz)	二 第一妨害波の離調周波数 (MHz)	三 第一妨害波の周波数幅 (MHz)	四 第二妨害波の離調周波数 (MHz)	五 第二妨害波の周波数幅 (MHz)
五	一〇	五	一五以上	五
一〇	一二・五	五	一七・五以上	五
一五	一五	五	二〇以上	五
二〇	一七・五	五	二二・五以上	五

(3) ア 隣接チャンネル選択度

基地局の隣接チャンネル選択度

基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

各空中線端子における最大送信電力が38デシベル（1ミリワットを0デシベルとする。以下このアにおいて同じ。）を超えるものにあつては-52デシベル、最大送信電力が24デシベル

ル以下のものにあつては-47デシベル、最大送信電力が24デシベル以下のものにあつては-44デシベル

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
五	五・〇〇二五	五
一〇	七・五〇七五	五
一五	一〇・〇一二五	五
二〇	一二・五〇二五	五

イ 陸上移動局の隣接チャンネル選択度

基準感度より一四デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を基準感度より四五・五デシベル（チャンネル間隔が一五MHzのものにあつては四二・五デシベル、チャンネル間隔が二〇MHzのものにあつては三九・五デシベルとする。）高い電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	妨害波の周波数幅 (MHz)
五	五	五
一〇	七・五	五
一五	一〇	五
二〇	一二・五	五

(4)

ア 相互変調特性

基地局の相互変調特性
 基準感度より六デシベル高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の四の欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

各空中線端子における最大送信電力が38デシベル（1ミリワットを0デシベルとする。）を超えるものにあつては-52デシベル、最大送信電力が24デシベルを超え38デシベル以下のものにあつては-47デシベル、最大送信電力が24デシベル以下のものにあつては-44デシベル

一 チャンネル間隔 (MHz)	二 変調のない妨害波の離調周波数 (MHz)	三 変調された妨害波の離調周波数 (MHz)	四 変調された妨害波の周波数幅 (MHz)
五	一〇	二〇	五
一〇	一二・四六五	二二・五	五

一五	一四・九三	二五	五
二〇	一七・三九五	二七・五	五

イ 陸上移動局の相互変調特性

基準感度より六デシベル（チャネル間隔が一五MHzのものにあつては七デシベル、チャネル間隔が二〇MHzのものにあつては九デシベルとする。）高い希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波）に対し、次の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の四の欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を、それぞれ（一）四六デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）の電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

一 チャネル間隔 (MHz)	二 変調のない妨害波の離調周波数 (MHz)	三 変調された妨害波の離調周波数 (MHz)	四 変調された妨害波の周波数幅 (MHz)
五	一〇	二〇	五
一〇	一一・五	二五	五
一五	一五	三〇	五
二〇	一七・五	三五	五

〔七〇二十三 略〕

二十四 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第三条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムをいう。以下同じ。）の無線局の審査に適用する受信設備の特性

1 感度

(1) 基地局の感度

ア 空中線端子（測定に用いることができる端子をいう。以下この項において同じ。）のある受信設備
各空中線端子における希望波（四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が（一）一〇・八デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

イ 空中線端子のない受信設備

希望波（四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が（一）一〇・八デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）から空中線絶対利得を減じた値以下の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

(2) 陸上移動局の感度

希望波（四相位相変調の信号で変調された搬送波）の受信電力が（一）九五・五デシベル（一ミリワットを○デシベルとする。）以下の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

〔七〇二十三 同上〕

〔新設〕

2| 隣接チャネル選択度

(1)| 基地局の隣接チャネル選択度

ア| 空中線端子のある受信設備

基準感度より六デシベル高い希望波（四相位相変調の信号で変調された搬送波）の隣接帯域に、希望波と同じ帯域幅の（一）五二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の妨害波が存在する場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

イ| 空中線端子のない受信設備

基準感度から空中線絶対利得を減じた値より六デシベル高い希望波（四相位相変調の信号で変調された搬送波）の隣接帯域に、希望波と同じ帯域幅の（一）五二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）から空中線絶対利得を減じた値の妨害波が存在する場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

(2)| 陸上移動局の隣接チャネル選択度

基準感度より一四デシベル高い希望波（四相位相変調の信号で変調された搬送波）の隣接帯域に、希望波と同じ帯域幅の（一）五四・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の妨害波が存在する場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

3| 相互変調特性

(1)| 基地局の相互変調特性

ア| 空中線端子のある受信設備

基準感度より六デシベル高い希望波（四相位相変調の信号で変調された搬送波）の隣接帯域の中心に、変調のない（一）五二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の妨害波が存在し、なおかつ当該妨害波の隣接帯域（希望波が存在しないように限る。）に、希望波と同じ帯域幅の変調された（一）五二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の妨害波が存在する場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

イ| 空中線端子のない受信設備

基準感度から空中線絶対利得を減じた値より六デシベル高い希望波（四相位相変調の信号で変調された搬送波）の隣接帯域の中心に、変調のない（一）五二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）から空中線絶対利得を減じた値の妨害波が存在し、なおかつ当該妨害波の隣接帯域（希望波が存在しないように限る。）に、希望波と同じ帯域幅の変調された（一）五二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）から空中線絶対利得を減じた値の妨害波が存在する場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

(2)| 陸上移動局の相互変調特性

基準感度より一二デシベル高い希望波（四相位相変調の信号で変調された搬送波）の隣接帯域の中心に、変調のない（一）四六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の妨害波が存在し、なおかつ当該妨害波の隣接帯域（希望波が存在しないように限

る。()に、希望波と同じ帯域幅の変調された(一)四六デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。()の妨害波が存在する場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の十二に規定する無線局の受信設備の特性については、この告示による改正後の告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることのできる。